

学習用タブレット端末の利用規定

飯能市教育委員会

飯能市教育委員会 学習用タブレット利用規定

1. 目的

本規定は、学習用タブレットの利用に伴う、情報の漏えい・改ざん・破壊・紛失を防止し、学習ツールとして有機的に活用することを目的に定めるものである。

2. 所有者及び管理責任者

本タブレットの所有は、飯能市教育委員会とする。

管理責任者は、各校校長とする。

3. 対象者

飯能市立小学校及び中学校に在籍する児童生徒で学習用タブレットを利用する全ての者。

4. 対象機器

令和元年度以降に導入した学習用タブレット(iPad)

5. 遵守事項

5.1 学習用タブレットのセキュリティ対策

5.1.1 学習用タブレットの使用

- ① 学習用タブレットとして校内、校外で利用するものは、飯能市教育委員会より貸与した iPad（32GB, キャリア：NTT ドコモ）でなければならない。個人所有のタブレット及びスマートデバイスは利用しないこと。
- ② 学習用タブレットは 5 年間のレンタル製品であるので以下の点に注意し利用すること。

- ・本体を保護する観点から、カバーを必ず装着すること。
- ・本体及びカバーに ID シールが添付されているが、これを剥がしたり、これ以外にシールを貼ったり、文字を書いたりしないこと。（管理責任者が端末を管理するためにシールを貼ることは認める。）
- ・レンタル製品として、本体以外にカバー、AC アダプタ、充電ケーブル等を貸与するので、各自紛失しないよう管理すること。
- ・レンタル期間終了時に本体・AC アダプタ、充電ケーブル等を学校へ返却すること。
- ・学習用タブレットを返却する際には、作成したデータを削除すること。

5.1.2 学習用タブレットは通学に当たり常に携帯し、授業中及び家庭学習やその他教師の指示があるときに使用すること。

5.1.3 管理責任者は、定期的にタブレット端末を確認し、必要なアップデートや不要なデータ等の削除を行うこと。

5.1.4 管理責任者はタブレットに障害や事故等発生した場合には、速やかに飯能市教育委員会へ連絡すること。

5.2 学習用タブレットに導入するソフトウェア

- 5.2.1 学習用タブレットには、学校が定めるアプリケーション以外を導入しないこと。
- 5.2.2 アプリケーションは、学校の許可を得ることなくインストールおよびアンインストールしないこと。

5.3 学習用タブレットの他者への利用制限

- 5.3.1 学習用タブレットを利用する児童生徒は、学習用タブレットのロック機能（パスコードなど）を有効にし、第三者が無断で学習用タブレットを利用できないようにすること。
- 5.3.2 ロック機能は学校が定めた通りに使用し、ロック解除方法が第三者に漏れないようにすること。
- 5.3.3 学習用タブレットは、共用利用ではないので、他者との貸し借りはしないこと。
- 5.3.4 他者の学習用タブレットを使用することは「なりすまし」行為に相当する点を理解すること。

5.4 授業中以外の使用と管理

- 5.4.1 学習用タブレットは、授業中の他、家庭学習や教師の指示があった場合に活用すること。
- 5.4.2 放課後は、学習に適切な場所で利用すること。持ち運びの際は、鞆にしまうなど、盗難・紛失に気を付けて各個人できちんと管理すること。
- 5.4.3 学習用タブレットへの充電を通学前に実施し、授業で円滑に利用できるよう準備をすること。

5.5 校外での利用時の注意事項

- 5.5.1 通学時の交通機関や人混みでは、盗難に遭わないようにすること。
- 5.5.2 歩きながらタブレットを使用することは大変危険なので行わないこと。
- 5.5.3 校外で利用する場合は、紛失防止のため学習用タブレットは常に手元に置き、放置しないようにすること。
- 5.5.4 紛失に気付いた場合は、学校職員または保護者へ速やかに報告すること。
- 5.5.5 家庭での利用は、学習用であることを十分に認識した上で適切に利用すること。長時間の利用は、月あたりのデータ通信量を無駄に費やすばかりでなく、依存症などを誘発する恐れがあることを十分に理解すること。
なお、学習用タブレットのデータ通信量は、1台1ヶ月あたり3GBまで利用できるが、超過した場合は速度制限がかかるため、学習に支障をきたす点を理解すること。
- 5.5.6 家庭内に安全なWi-Fi環境があれば、パスワードを適切に設定しこれを利用すること。
- 5.5.7 駅構内やコンビニなどにあるフリーWi-Fiなどは、ID乗っ取りの危険があるので繋げないこと。

5.6 学習用タブレットの改造

- 5.6.1 学習用タブレットのソフトウェアやハードウェアの改造を行わないこと。
- 5.6.2 学習用タブレットの設定を変更しないこと。
- 5.6.3 学習用タブレット本体に装着されているUIM（SIM）カードは勝手に取り出さないこと。

5.7 クラウドの利用

- 5.7.1 クラウドサービスは、学校が許可したクラウドサービスを利用すること。
- 5.7.2 利用の主な目的は、学習プロセスの記録と学習成果物の保存であるので、クラウド内は授業者の指示を受けて整理して運用すること。
- 5.7.3 クラウドサービスを利用するためのアカウント・パスワードは、第三者に知られないよう適切に管理すること。

5.8 個人情報

- 5.8.1 インターネット上に自宅住所や電話番号、携帯電話番号、各種アカウント・パスワードなどを記載しないこと。
- 5.8.2 個人を特定できる情報を公開しないこと。
- 5.8.3 他人の顔写真等を公開しないこと。
- 5.8.4 インターネット上でトラブルが生じたり、不審な通知が届いたりした場合には直ちに学校職員に連絡すること。
- 5.8.5 情報を発信する場合は、人権及び著作権等に十分配慮し、基本的モラルに配慮すること。

6. 禁止事項

- 6.1 インターネット上で他人を誹謗中傷したり、他人に不快感を与えたりするような発言をしないこと。
- 6.2 インターネットに発信する場合、その内容は、国内はもとより世界中に伝送される可能性があることに留意し、自らが責任を持てる内容に限ること。
- 6.3 他人の著作権を侵害するような行為をしないこと。
写真や画像(イラスト等も含む)・文献等の使用
- 6.4 次の接続先へのアクセスは禁止する。
 - ① 有料データベース
 - ② オンラインショッピング
 - ③ アダルトサイト
 - ④ その他、学習する上でふさわしくないとされる接続先
- 6.5 使用権のないコンピュータへの侵入など、正常な運用を阻害する行為をしないこと。
- 6.6 他人のアカウントやパスワードでクラウドサービス等を使用しないこと。また、他人に自分のアカウントやパスワードを使用させないこと。
- 6.7 いかなる場合も学校の許可なしに他の情報機器を接続しないこと。

7. 保守管理

7.1 故障、紛失

- 7.1.1 紛失の場合は、第三者による不正使用防止を第一に考え、速やかに学校職員または保護者へ連絡すること。なお、紛失の場合は、UIM（SIM）カードの再発行が必要となり、別途、費用（2,000 円）が発生するので注意すること。
- 7.1.2 故障の場合は、学校職員へ報告のうえ、学校でリフレッシュ品との交換を行うこと。
- 7.1.3 故障・紛失時ともに原則として無償交換となる。ただし、端末の改造や正規以外での修理（液晶交換など）を行った場合には、本体価格と同額の有償修理となるので行わないこと。
- 7.1.4 対象者が児童生徒であった場合、前項に規定する費用が掛かった場合は、対象者の保護者が支払うものとする。

附則

この利用規定は、令和元年9月1日から施行する。

この利用規定は、令和2年9月1日から施行する。